

29 経営第 3612 号
平成 30 年 4 月 1 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

農林水産省経営局保険課長
金融調整課長

独立行政法人農林漁業信用基金が行う資金貸付事業
に係る税務上の取扱いについて

独立行政法人農林漁業信用基金が行う資金貸付事業に係る税務上の取扱いについて、国税庁課税部に確認した結果、下記のとおりとなったので通知する。

記

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号）第 12 条第 2 項及び農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 214 条第 1 項第 2 号の規定に基づき独立行政法人農林漁業信用基金が行う資金の貸付けは、その貸付けによる所得が経常的に生ずることが見込まれないことを踏まえ、いわゆる共済貸付けとして、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 3 号の金銭貸付業には該当しない。